## まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年1~2月分】必要書類チェックリスト

申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。

申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。

なお、令和3年の緊急事態措置協力支援金(飲食店)【5月分】、【6月分】、【8~9月分】、【9月分】を申請済みの方は、添付書類を省略して申請することが可能です。 ※必要書類の添付漏れが散見されますので、全ての書類を提出されることをお薦めします。

書類	説明	チェック欄	
	様式1-1申請書【事業者情報等】 1事業者 1 枚の提出となります。		
<様式1>申請書	様式1-2申請書【申請施設の情報】 施設ごとに作成してください。 要請内容により様式が異なりますのでご注意ください。		
	様式1-3~1-4申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。 要請内容により様式が異なりますのでご注意ください。		
<様式2>誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を 必ずご確認ください。		
	① 1 日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の1~2月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分)		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
	②直近の確定申告書「第一表」※個人番号は塗りつぶしたもの	□ (既に提出済みのものが 直近の場合、省略可)	
売上高及び営業実態が 確認できるもの	③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し (「第一表」の写し。) ※個人番号は塗りつぶしたもの		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
***下限額の申請の場合、 ①、③、④は省略可	④ 1日当たりの売上高を算出した年の青色申告決算書(月別売上高)の写し/白色申告収支内訳書の写し		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	□ (提出済みの場合、 省略可)	
	[売上高減少額方式により算出する場合] ⑥2022年1~2月の売上台帳等の帳簿の写し		
営業に必要な許可を取得している ことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、 申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください (戸籍謄本、住民票、法人設立届、法人登記事項証明書など)	□ (提出済みの許可証が 要請期間内も有効、 かつ、新規申請施設が ない場合、省略可)	
業種・業態・従前の営業時間が 確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	①外観(店舗名が確認できる)写真 ②内観(飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる)写真 ③従来(通常)の営業時間が分かる施設の掲示物、宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー表、SNS画面など		注意:①~③の内容がわかるようにして提出して下さい
要請に応じていただいたことが 分かるもの (申請を行う全ての施設分)	①要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)ている案内を店頭(店外)に掲示していることが分かる写真 ②要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど		注意:①、②の内容がわかるようにして提出して下さい。 ※要請期間中に第三者認証を取得した施設(店舗)が要請(協力)内容を変更 した場合は、変更前と変更後の①②を提出して下さい。
申請者の本人確認書類の写し (氏名、住所、生年月日が分かる 公的書類)	運転免許証、保険証等の写し	□ (変更がない場合、 省略可)	
振込先口座の写し (通帳等の表紙をめくった 1ページ目のコピー) 又は支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	□ (提出済みの振込先口座を使用する場合、省略可)	

<sup>※</sup> 省略できる書類でも既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

## まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年1~2月分】必要書類チェックリスト

申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。

N 1		
\ <del>+</del>	٨	

申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。

なお、令和3年の緊急事態措置協力支援金(飲食店)【5月分】、【6月分】、【8~9月分】、【9月分】を申請済みの方は、添付書類を省略して申請することが可能です。 ※必要書類の添付漏れが散見されますので、全ての書類を提出されることをお薦めします。

書類	説明	チェック項目	
<様式1>申請書	様式1-1申請書【事業者情報等】 1 事業者 1 枚の提出となります。		
	様式1-2申請書【申請施設の情報】 施設ごとに作成してください。		
	様式1-3~1-4申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。 要請内容により様式が異なりますのでご注意ください。		
<様式2>誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を 必ずご確認ください。		
売上高及び営業実態が 確認できるもの ※下限額の申請の場合、 ①、③、⑤は省略可	①1日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の1~2月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分)		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
	②直近の確定申告書「別表一」	□ (既に提出したものが 直近の場合、省略可)	
	③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し (「別表一」の写し。)		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応するものを提出
	④直近の法人事業概況説明書 (月別売上高) の写し	口 (既に提出した 確定申告書が 直近の場合、省略可)	
	⑤ 1 日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し		※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応するものを提出
	⑥履歴事項全部証明書の写し		
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ②「法人設立・設置届出書」の写し	□ (提出済みの場合、 省略可)	
	【売上高減少額方式により算出する場合】 ® 2 0 2 2 年 1 ~ 2 月の売上台帳等の帳簿の写し		
営業に必要な許可を取得している ことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、 申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください (戸籍謄本、住民票、法人設立届、法人登記事項証明書など)	(提出済みの許可証が 要請期間内も有効、 かつ、新規申請施設が ない場合、省略可)	
業種・業態・従前の営業時間が 確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	①外観(店舗名が確認できる)写真 ②内観(飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる)写真 ③従来(通常)の営業時間が分かる施設の掲示物、宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー表、SNS画面など		注意:①~③の内容がわかるようにして提出して下さい
要請に応じていただいたことが 分かるもの (申請を行う全ての施設分)	①要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)ている案内を店頭(店外)に掲示していることが分かる写真 ②要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど		注意:①、②の内容がわかるようにして提出して下さい。 ※要請期間中に第三者認証を取得した施設(店舗)が要請(協力)内容を変更した場合は、変更前と変更後の①②を提出して下さい。
振込先口座の写し (通帳等の表紙をめくった1ページ 目のコピー) 又は は程金の第四書の写	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	□ (提出済みの振込先口座 を使用する場合、省略可)	

<sup>※</sup> 省略できる書類でも既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。